

考査基準特記事項

- 1 別紙－2 7. 法令遵守④総合評価技術提案履行確認において、受注者の責により入札時の技術提案の内容が履行されない場合は完成時の工事成績評定における評定点計を10点減点する。
- 2 会計実施検査において、受注者の責に帰する指摘があった場合は該当する工事の成績評定を、その事実を確認した時点で減点修正することとする。その際の減点は、粗雑工事の入札参加停止期間に応じて別紙－2 7. 法令遵守等によって評定点を10点以上減点する。
- 3 工事完成後、受注者の責に帰する瑕疵や不具合が確認され、契約書第44条に則り修補を行うに至った場合は、成績評定において、その事実を確認した時点で減点修正することとする。その際の減点は、粗雑工事の入札参加停止期間に応じて、別紙－2 7. 法令遵守等によって評定点を10点以上減点する。